

1. 流域治水協議会に関する取組

令和6年度流域治水プロジェクト重点推進施策について ③ 「集合住宅等民間施設との一時避難協定締結」の推進

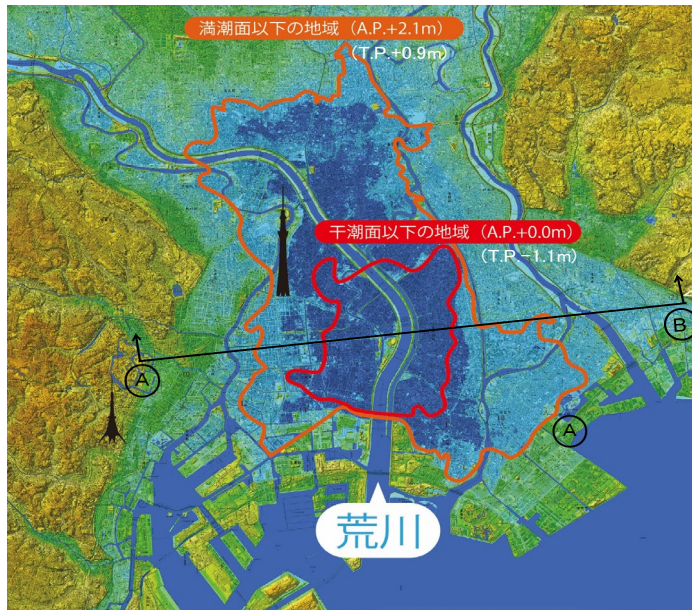
令和7年3月12日

一時避難協定は、氾濫の危険が差し迫った状況で、浸水が想定される区域外への避難が難しい場合に、近隣住民等が一時的に民間集合住宅等へ避難できるようにするための取り組みです。

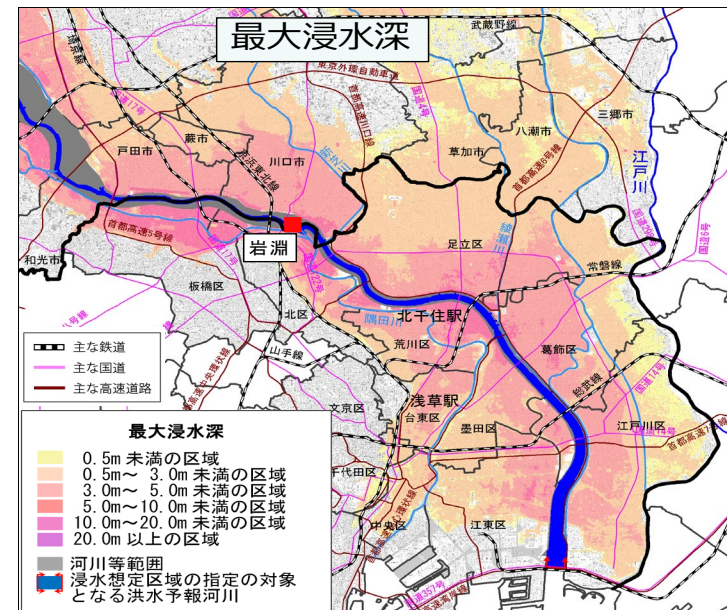
集合住宅等民間施設との一時避難協定締結

- 荒川下流部は、ゼロメートル地帯が広範囲に広がっていることから、浸水深が深い区域が多く、安全な避難先まで遠いなど、学校等近隣の公共施設だけでは安全な避難先を十分に確保にすることが困難である。
- 一方で、高層の集合住宅等が多く、一時的な避難施設として活用可能な施設が存在すると考えられる。

〈荒川下流部に広がるゼロメートル地帯〉



〈荒川の浸水想定図(想定最大規模)〉

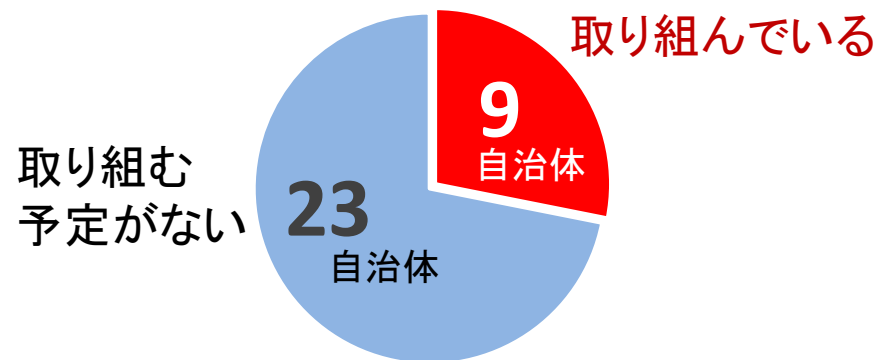


荒川下流部の特徴を踏まえた取組として「水害における民間等集合住宅の一時避難協定締結」を今後推進していくため、令和5年度6月2日荒川水系(東京ブロック)流域治水協議会 幹事会において新規プロジェクトと位置付けた。

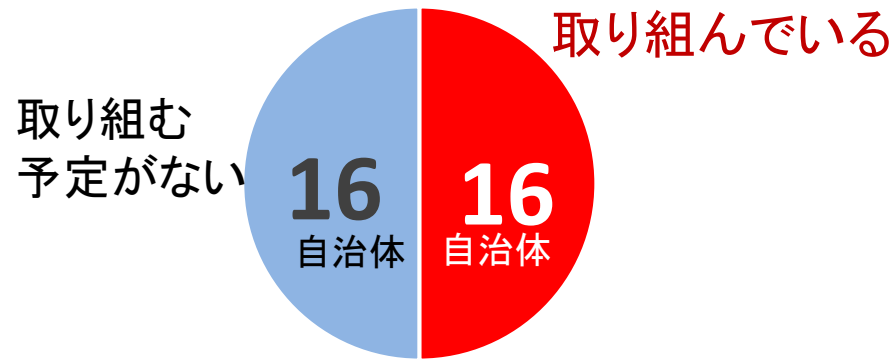
重点推進施策③ 集合住宅等民間施設との一時避難協定締結

一時避難協定の締結状況

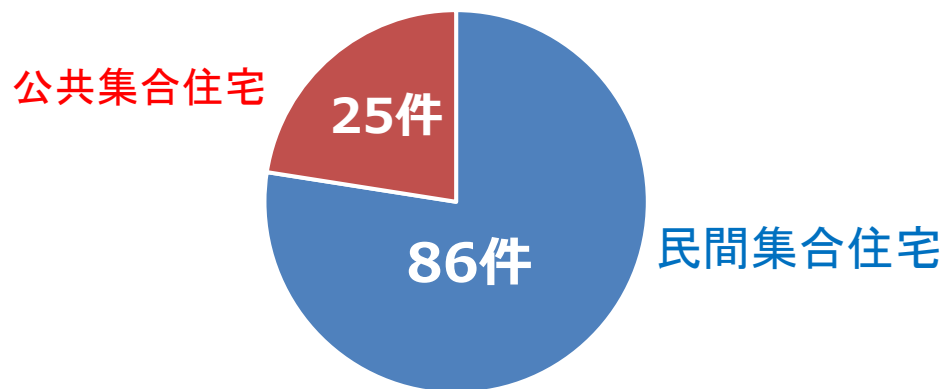
■集合住宅との一時避難協定締結に取り組んでいる自治体数



■民間施設等との一時避難協定締結に取り組んでいる自治体数

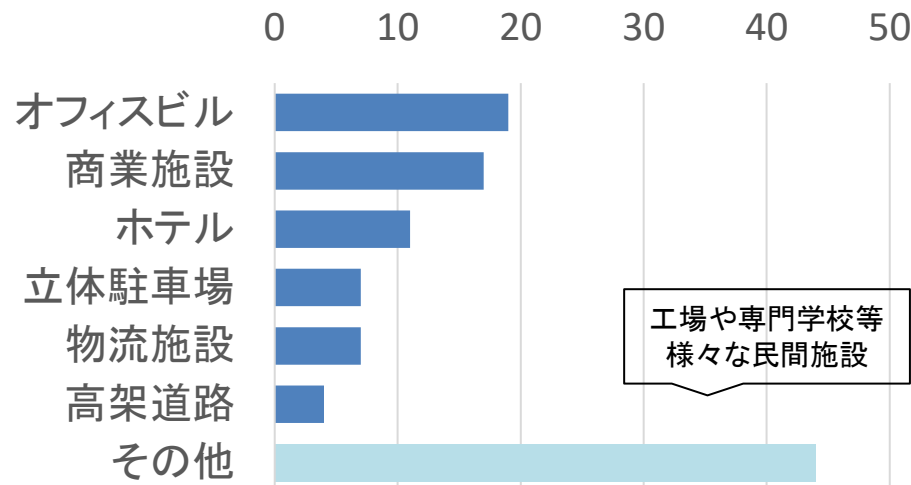


○一時避難協定を締結している住宅の属性



葛飾区、墨田区は、民間集合住宅との協定を20件以上締結している。(自治町会と民間住宅との協定を含む)

○協定の締結先



地域の特性等に応じて、集合住宅や民間施設等と協定を締結している。

集合住宅、民間施設との一時避難協定締結における課題

(集合住宅)

- ・居住者や管理者との調整。理解を得るのが難しい。
- ・セキュリティの懸念

(集合住宅以外の民間施設)

- ・オフィスビル等の機能が休止している場合(夜間や土日等)の運営体制
- ・受け入れしない場合の避難者への周知
- ・災害時の避難者の受け入れ体制、施設の利用方法等

(共通)

- ・大規模氾濫時には広域避難を推奨しているため、一時避難の協定を前向きに進めることが、垂直避難をすればよいという認識につながる恐れがある。
- ・一時避難場所からの安全な避難が難しい。適地が見つからない。

Best Practice

○地域貢献建築物認定制度・助成

- ・地域貢献建築物認定制度を設けて、資機材等の購入を補助(荒川区) ←後ほど、ご紹介いただきます。

○資材等の提供

- ・防災行政無線を受信できる戸別受信機または、防災スマートフォンの貸与(文京区)

○町内会と民間集合住宅の協定のためのガイドライン

- ・協定締結上の課題等を整理して、締結を促進(葛飾区・江東区)

重点推進施策③ 集合住宅等民間施設との一時避難協定締結（参考）

内閣府HPにて民間施設を活用した避難場所に関する事例が紹介されています。
課題に対する工夫事例も紹介されていますのでご参考にしてください。

民間施設を活用した避難場所に関する事例 内閣府2023年2月

https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/hinanjo_03.pdf

参考事例の一部紹介

調査にご協力いただいた自治体からの代表的な意見を抜粋しています。

課題に対する工夫（例）

確実な開放

「鍵を自治体職員と共有」「地震により自動解錠」「入口ドアを壊す」等。

民間事業者との調整

「民間事業者の人員負担」「メリットの少なさ」等。

費用負担

「使用は無償」「（故意でない）施設の損傷は、行政が費用を負担」等。

不特定多数の人の出入り

「避難スペースを廊下等に限定」「対象者を絞り込み」等。

※協定締結後に生じた課題の例

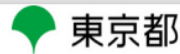
「施設管理者への継続的な周知・連絡」「住民への周知」「避難の実効性確保」等。

アドバイス（抜粋）

- ・ 最初は付き合い（消防部局の立ち入り点検等）を頼って交渉を。（石川県小松市）
- ・ 地域貢献したいと考えている企業は必ずある。積極的に交渉を。（三重県鈴鹿市）

重点推進施策③ 集合住宅等民間施設との一時避難協定締結（参考）

・協定を締結した施設のハード整備に関する補助事業



東京都

一時滞在施設災害時拠点強靱化緊急促進事業

首都直下地震等の大規模災害発生時に大量に発生する帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設のハード整備に対する補助事業です。

補助対象施設

区市町村と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

補助対象要件

1. 大規模災害発生時において、帰宅困難者を**100人以上**※1受け入れ、受入に関して所在の**区市町村と協定を締結**すること
※1 既存の建築物を活用する場合にあっては**20人以上**
2. 以下のいずれかに該当する区域内で整備されるものであること
 - ・都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域
 - ・国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域
 - ・その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域
3. 耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当）
4. **自家用分**（通常時に施設利用する者の分）と**帰宅困難者分**の食料、水等を**3日分備蓄可能な備蓄倉庫**を備えること 等
5. 新築の場合は省エネ基準に適合すること

補助率

①民間事業者が主体の場合

②区市町村が主体の場合

国
(2/3)

都
(1/3)

国
(1/2)

区市
(1/2)

帰宅困難者分に係る
掛かり増し費用

自家用分に係る施設
・設備の整備費用

・国等の既存支援制度を活用
・負担割合は各支援制度による

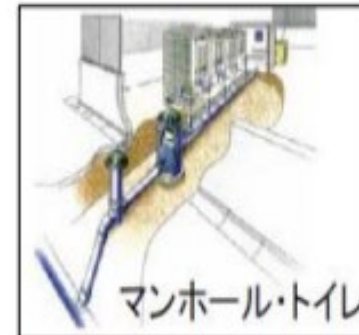
・国等の既存支援制度を活用
・負担割合は各支援制度による

補助対象

帰宅困難者を受け入れるために**付加的**に必要な以下の整備※に要する費用（**掛かり増し費用**） ※原則、躯体工事を伴う整備に限る。

- ・退避施設（受入スペース）の整備
- ・帰宅困難者用の防災備蓄倉庫の整備
- ・受入関連設備の整備

⇒ 非常用発電機、給水関連設備、耐震性貯水槽、防災井戸、非常用通信・情報提供施設 等



重点推進施策③ 集合住宅等民間施設との一時避難協定締結（参考）

自治町会と、民間集合住宅との協定についてのガイドライン

○葛飾区

自治町会向けのガイドライン、協定書のひな型を公開

<https://www2.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1004028/1000063/1004029/1030356/1030249/1004766.html>

○江東区

自治町会と民間集合住宅との協定についてのガイドライン

https://www.city.koto.lg.jp/057101/bosai/bosai-top/taisakukeikaku/temporary_evacuation.html

Best Practice

実際に協定を締結した事例をもとに適宜内容の更新をしています。

